

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。
附則第6条第1項中「平成27年5月31日」を「平成32年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

法人の県民税の税率の特例について、その適用期限を延長する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。